



発行人 佐倉染井野緑地協定運営委員会
佐倉染井野 S1 地区建築協定運営委員会
ホームページ <http://sakurasomeino.com/>



【建築ニュース目次】

1. 建築工事の事前届け出状況について

【緑地ニュース目次】

2. 染井野の街並み見学会について
3. 緑地共同管理作業時のご協力をお願い

1. 建築工事の事前届け出状況について

2024年11月1日現在の工事別事前確認受け付け状況を下表に示します。
2024年4月の総会にて、従前の建築工事に加え**建築物の解体・更地化工事**についても、**事前届け出を必要**とすることが決定いたしました。背景は緑地・建築ニュース Vol.37 を参照下さい。

届け出書類は各ブロック委員もしくはホームページの建築協定資料ダウンロードサイトより入手頂き、各ブロック委員経由で建築協定運営委員会への提出をお願い致します。

| | 届け出数 | 新築 | 増改 | 壁等塗装 | 盛土切土 | 門扉 | カーポート | ソーラー | サンルーム | 大型物置 | フェンス | 解体 | 更地化 |
|-----|------|----|----|------|------|----|-------|------|-------|------|------|----|-----|
| 4月 | 3 | | | 2 | | | | 1 | | | | | |
| 5月 | 3 | | | 2 | | | 1 | | | | | | |
| 6月 | 1 | | | | | | | 1 | | | | | |
| 7月 | 1 | | 1 | | | | | | | | | | |
| 8月 | 2 | | | 2 | | | | | | | | | |
| 9月 | 3 | | | 3 | | | | | | | | | |
| 10月 | 5 | | | 2 | | 1 | 1 | 1 | | | | | |

■ 届け出書類ダウンロード URL : <http://www.sakurasomeino.com/kenchikudownload/>



QRコード

2. 染井野のまちなみの見学会について

毎年、恒例行事としてエクステリア&ガーデニングの専門学校の学生が、染井野のまちなみの見学会を実施しております。今年は10月10日に行われました。染井野の開発当初から関わられてこられた浅川潔氏（コミュニティ・デザイン代表）が学生の案内役として染井野のまちなみについて説明をしながら、午前中はS2地区、午後はS1地区の見学を行いました。参加された学生の方の感想をご紹介します。



見学時の様子

■ 参加した学生の感想

どの街区も洗練されたデザインで暮らしやすさもあり、緑に囲まれ、そこに住む人が温かみや親しみを覚えるような工夫を感じました。玄関アプローチや、門まわりのデザインについて、住宅の外見が異なっても、門まわりの素材や形状や小物類が統一されていることによって街並み全体が引き締まると感じました。また、四季折々の表情が楽しめる樹木や青々とした芝生が植えられ、季節ごとに異なる美しい景観を楽しむことができると思いました。この景観が維持されているのは住民の「美しいまちなみを保つ」という共通した目標の為、継続した努力があるからだと思います。住む人々の心を豊かにし長く愛される住宅地は、将来に残しておくべき景観であると感じました。

3. 緑地共同管理作業時のご協力のお願い

アサヒグリーン社様（剪定）およびアサヒサニター社様（消毒）へお願いしております。緑地共同管理作業へのご協力のお願いを9月5日と19日付で2枚配布しましたが、そめい野ニュースにて再度掲載させていただきます。

アサヒ様とは問題解決・来年度の契約更新に向けて、専門委員、会長、副会長、共同管理担当一同にて話し合いを重ねております。結論は出ておりませんが、関係が改善され、継続をしていただけるような方向に向かってきております。引き続き、運営委員会としても努力を重ねてまいります。

今年度の作業は年末まで続きますので、皆様におかれましても何卒ご留意いただき、ご協力の程よろしく願います。



1. ご協力願います！！

来年度から共同管理作業が実施できなくなるかも知れません

会員の皆様におかれましては、平素より緑地協定運営委員会の活動にご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

昨年度より、当地区の共同管理作業はアサヒグリーン社（剪定）およびアサヒサニター社（消毒）（以下「同社」という）へお願いしております。しかしながら、このたび同社より、来年度以降の当地区の共同管理作業を辞退したい旨の話がありました。主な理由は、作業員に対する暴言や度を越えたクレーム、作業範囲の会員との認識のズレ等により、作業員が疲弊し、中には退社を申し出る若手従業員も出るなど、従業員の仕事に対するモチベーションに著しい悪影響が出ているとのことです。

同社を選定した経緯ですが、2022年12月24日に入札を行った結果、応札した志津ガーデン・林農社の

2社連合が、28,930,000円（前年比：+68.6%）、同社が15,461,600円の提示金額であったため、同社に決定しております。当時、近隣の主な事業者（前記のほか「山本造園」「住友林業緑化」「京成バラ園芸」「佐倉シルバー人材センター」、後日に「光陽」（山万系列））へお声がけしましたが、どこも作業員の確保が難しく、染井野へは対応できないとの状況でした。

当地区のような大規模な住宅地の消毒、剪定を請け負える業者を新たに探すのは、大変困難な状況にあり、以前契約していた志津ガーデン・林農社についても、金額の問題を別としても、以前の体制を再度整えるのは無理との話も聞こえております。

当委員会としましては、同社の作業員の作業環境改善に、会員の皆様とともに誠心誠意取り組む方針である旨を先方に伝え、再考をお願いしたところであります。

つきましては、会員の皆様におかれましても、是非とも、下記をお守りいただきたく、よろしくお願い致します。

- 1) 作業に関するクレームは、原則として当該ブロックの緑地委員又は下記の連絡先へお願いします。
緑地運営委員会を通じて同社へ要望します。
- 2) 作業範囲に疑義がある場合も同様をお願いします。

（連絡先）会長：甘粕 090-3538-2848 副会長：竹田 090-1435-6598
共同管理リーダー：清水 090-9332-8274

染井野の緑豊かな景観や美しいまちなみに魅力を感じて、当地区にお住まいの方が大変多くいらっしゃり、外部からも景観維持活動に関して高い評価を得ております（「さくらの景観まちづくり賞」佐倉市、「住まいのまちなみ賞」住宅生産振興財団、等を過去に受賞）

この美しい景観、まちなみの維持は、住民共通の願いともいえます。その為には、会員の皆様と作業を行う事業者とが、お互いに良好なコミュニケーションのもとで、協力し合って取り組むことが何よりも大事と考えます。

今年のような猛暑続きのなかで、過酷な作業をされている現場の方へのご配慮も、少しは念頭においていただければ幸いです。

2. 共同管理作業に関する申し合わせ事項

作業の範囲は、佐倉染井野緑地協定運営委員会規約第9条に定められておりますが、規約に定めのない細目に関して、下記のように取扱うことでアサヒグリーン株式会社およびアサヒサニター株式会社と申し合わせをしておりますので、ご理解のほどよろしくお願い致します。

【剪定に関する事項】

① 道路沿いの生垣の剪定（規約により対象外となっている区域を除く）は、原則として道路側と庭側との両面の剪定を行います。

ご不在の場合でも、原則として庭側の剪定も庭に入っていきます。ただし、門に施錠をしてある場合は、庭に入っていく剪定は行いません。

中に入っていく庭側の剪定を不要とする場合は、郵便受等の分かり易い場所にその旨を記載した貼り紙をする等で作業員へお知らせ願います。

② 駐車場の袖部分の生垣（隣地境界沿いに植栽された車1台相当、長さ6m程度の生垣）については、原則として駐車場からみて外側と内側の両面の剪定を行います。ただし、車や障害物が邪魔となり剪定作業が困難と作業員が判断した場合は、剪定作業は行いません。

ご不在の場合でも、原則として駐車場または庭に入って作業を行います。ただし、門やガレージに施錠をしてある場合は、中に入っての剪定は行いません。

駐車場または庭に入っての作業を望まない場合は、郵便受等の分かり易い場所にその旨を記載した貼り紙をする等で作業員へお知らせ願います。なお、袖部分の生垣の植えてあるお宅が、自主管理会員および隣接地（非会員）の場合は、剪定は行いません。

③ セットバック部分（道路境界から50cmの範囲）の刈り込みの対象は、芝生、ツツジ類、サツキ、ナンテン、クちなし、アセビ、オウバイ、シャリンバイとなります。

それ以外の灌木、地被類に関しては、刈り込み対象になるか、作業員とご相談願います。なお、雑草類への対処はご自身でお願いします。

【薬剤散布に関する事項】

① 生垣の薬剤散布（規約により対象外となっている区域を除く）は、原則として道路側と庭側の両面について行います。

② 駐車場の袖部分の生垣（隣地境界沿いに植栽された車1台相当、長さ6m程度の生垣）についても、原則として駐車場からみて外側と内側の両面の薬剤散布を行います。ただし、車や障害物等により、作業が困難と作業員が判断した場合は、作業を行いません。

ご不在の場合でも、原則として駐車場または庭に入って作業を行います。ただし、門やガレージに施錠をしてある場合は、中に入っての薬剤散布は行いません。

駐車場または庭に入っての作業を望まない場合は、郵便受等の分かり易い場所にその旨を記載した貼り紙をする等で作業員へお知らせ願います。

【別契約で宅地内の薬剤散布の申し込みをしている場合】

① 別契約で宅地内の薬剤散布の申し込みをしている場合は、同時に宅地内の樹木等の薬剤散布を行います。薬剤散布を不要とする樹木（果樹等）がある場合は、薬剤散布不要の樹木を明記し、郵便受等の分かり易い場所に貼り紙をする等で作業員にお知らせ願います。

② 原則として、宅地内の芝生への薬剤散布は行いませんが、ご希望の場合は、その旨を記載し、郵便受等の分かり易い場所に貼り紙をしていただければ、対応する場合があります。

③ ご不在の場合でも、庭に入って作業を行います。門に施錠してある場合は作業を行いません。また、作業を望まない場合は、宅地内の薬剤散布は不要と記載して、郵便受等の分かり易い場所に貼り紙をする等で、作業員にお知らせ願います。

以上、ご理解ご協力のほどを、よろしくお願い致します。なお、こちらにつきましても、お問い合わせはクレーム等と同様に下記へお願い致します。

（連絡先）会長：甘粕 副会長：竹田 共同管理リーダー：清水

* 緑地協定運営委員会規約については、下記をご参照願います。



佐倉染井野緑地協定資料ダウンロードからご覧になれます。
<http://www.sakurasomeino.com/download/>

